

よむ

News from
Inabe City
Council

No.84

ギカイ

いなべ市議会だより / 令和6年 / 12月定例会

- P2～ 定例会のようす
- P7～ 一般質問
- P13 委員会活動報告
- P14 議会報告会のようす
- P15 議会モニター募集



第7回いなべ市観光写真コンテスト入賞者
「興味津々」 伊藤孝司さん

12月定例会

(11月27日～12月20日)

補正予算や条例の制定などを含む16議案と1請願を審議

定例会のようす

一般質問

議会報告会のようす

議会モニター募集

議案第62号 いなべ市大安ぴあハウスの指定管理者の指定

現在の指定管理者である社会福祉法人モモを引き続き指定管理者として指定しようとする



全会一致で可決

議案第63号 いなべ市篠立きのご園の指定管理者の指定

現在の指定管理者である有限会社フジタを引き続き指定管理者として指定しようとする



全会一致で可決

議案第64号 いなべ市オレンジ工房あげきの指定管理者の指定

現在の指定管理者である社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会を引き続き指定管理者として指定しようとする



賛成多数で可決

議案第65号 いなべ市青川峡キャンプパークの指定管理者の指定

現在の指定管理者である一般財団法人ほくせいふれあい財団を引き続き指定管理者として指定しようとする



賛成多数で可決

議案第66号 宇賀溪キャンプ場の指定管理者の指定

現在の指定管理者である一般社団法人Hygge Circlesを引き続き指定管理者として指定しようとする



賛成多数で可決

議案第67号 令和6年度いなべ市一般会計補正予算(第6号)

修正部分を除く
原案を可決

子ども医療費扶助事業(子ども医療費扶助費) 2,279万円

子どもの医療受診者数が想定を上回っているため

感染予防事業（母子）（予防接種事務委託料） 804万円

子宮頸がんの予防接種の受診者数が想定を上回っているため

農作物有害鳥獣対策事業（有害鳥獣駆除報償金） 800万円

シカ・イノシシ・サルの駆除頭数が想定を上回っているため

阿下喜ビジターセンター整備事業（阿下喜ビジターセンター備品購入） 200万円

ニッタ・デュポン株式会社からの企業版ふるさと納税を活用し、阿下喜ビジターセンターの机、いす、パソコンモニターを購入

雪害対策事業（除雪作業委託料） 4,500万円

市道の除雪に必要な委託料の増額

質疑 Q 燃料の高騰も加味して計上しているのか。

A 燃料の高騰に見合った金額を計上している。

河川道路橋梁災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業） 7,000万円

令和6年8月25日から9月2日まで三重県北部に線状降水帯が発生し、局地的に降水量が急激に増加したことにより被災した、藤原町地内市道上之山田篠立線および北勢町地内市道十第6号線の道路災害復旧工事を行う

議案第67号 「令和6年度いなべ市一般会計補正予算（第6号）」に対する修正動議

賛成多数により可決

提出者／片山秀樹 賛成者／多湖 公、篠原史紀、出口日佐男

提案理由

本議案に計上された国際交流協会への事業委託は、令和6年第3回定例会で否決された補助事業を委託事業に変えただけである。令和6年第3回定例会で慎重に審議した結果、否決とした市民の代表である議会の意思を軽視しただけでなく、資金不足を承知していながら流用し、無くしてしまった運営資金を市民の税金で穴埋めするものである。一般会計補正予算（第6号）のうち国際交流活動支援事業の補正予算は認めない。

討VS論

本会議において「賛成」「反対」の討論があったもの

議案第64号 いなべ市オレンジ工房あげきの指定管理者の指定 賛成多数で可決

反対討論 衣笠民子
指定する側と指定を受ける側の
トップが同一人物は問題

オレンジ工房あげきの指定管理者を、社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会に引き続き指定することに対しては異論はない。

しかし、指定する側がいなべ市長日沖靖氏、指定される側も日沖靖氏であり同一人物が契約をすることになる。

社協は、市の事業を多く委託され、指定管理者としても指定される関係にある。会長を辞めるべき。違法でなくてもあるべき姿とはいえない。再考を促したい。

賛成討論 出口日佐男
市長が社会福祉協議会会長を
兼務することに問題なし

社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会はボランティアの方々や住民組織等の参加と協力を得ながら、地域福祉の推進に向けた活動を行っている。

社会福祉法第44条に役員の資格等の条項があり、市長が社会福祉協議会会長を兼務することは市長としての職務に差し支えなければ、何ら問題はない。さらに兼務することで、社会福祉協議会から給与や報酬を得ていないため、人件費の抑制にもつながっている。よっていなべ市オレンジ工房あげきを社会福祉協議会に指定管理させることに賛成する。

議案第65号 いなべ市青川峡キャンプパークの指定管理者の指定 **賛成多数で可決**

反対討論 岡 恒和
法律上グレーで実態も市民利益に反する

一般財団法人ほくせいふれあい財団の代表理事は、市長と同一人で、民法上は双方代理となり原則無効とされる。財団が阿下喜温泉も指定管理者の時期には、阿下喜温泉とキャンプパークの勘定を合算したうえで、利益剰余金が過大と指摘された。本来なら阿下喜温泉の指定管理料を引き下げるべきところを、利益は一般会計に戻されることなく基金に積まれた。法律上もグレーで、実態上も市民の利益に反することから反対する。

賛成討論 出口日佐男
西日本屈指の人気キャンプ場にした功績は大きい

一般財団法人ほくせいふれあい財団は、魅力あふれるふるさといなべを創出し、ファミリー層をメイン・ターゲットにして西日本屈指の人気キャンプ場にした功績は大きい。さらに次の2点で賛成する。①契約の相手方と契約する側が同じなので、グレーゾーンと言われるが、この場合は「利益相反行為」に当たりにくい。②指定管理料は阿下喜温泉に対して支払われたもので、青川峡キャンプパークには一切支払われていない。

請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願

賛成多数で採択

反対討論 出口日佐男
所得税法第56条は世帯内での恣意的な所得分割を防止することが目的

所得税法第56条は、世帯内で行われる恣意的な所得分割の防止を目的として設けられたものであり、課税の公平・公正性の観点から防止しなければならない。

単に第56条を廃止するだけでは、世帯内の恣意的な所得分割を許すことになる。

三重県内では、県議会、菰野町および明和町が意見を提出しているがいずれも廃止ではなく「家族従業員の労働が適正に評価されるよう見直しすべきである」と国に要請している。見直しなら賛同するが、廃止には反対。

賛成討論 岡 恒和
市民の声を反映し、議会改革を進めよう

請願は市民の権利で、議会はその声を尊重すべき。反対しなければならない時は、憲法や条項に明確に反する場合。考慮しなければならない時は、市民の間に意見や利害の対立がある場合。所得税法第56条の廃止は、家族労働者に対する正当な評価が行われ、人権がより尊重される社会の実現につながる。しかも不利益を被る市民はいない。

以上、述べた理由で賛成する。

★賛成と反対が分かれた議案と審議結果

○は賛成 ●は反対 小川幹則議長は採決に加わらない。(可否同数の場合は議長裁決)

議案名	会派	いなべ未来					新風いなべ			創風会		新生つばさ		いなべ市議団		無党派					
		付託委員会	審議結果	寺輪博樹	小川幹則	岡英昭	位田まさ子	林正男	多湖公	篠原史紀	出口日佐男	片山秀樹	小寺徹翁	伊藤智子	清水隆弘	伊藤三保	原田敬司	渡辺一弘	岡恒和	衣笠民子	西井真理子
議案第64号 いなべ市オレンジ工房あげきの指定管理者の指定について	都	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○
議案第65号 いなべ市青川峡キャンプパークの指定管理者の指定について	総	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
議案第66号 宇賀溪キャンプ場の指定管理者の指定について	総	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
議案第67号 令和6年度いなべ市一般会計補正予算(第6号)に対する修正動議	予	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
議案第67号の修正議決した部分を除く原案	予	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第5号 所得税法第56条の廃止を求める請願	総	可決	○	—	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
発議第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出	予	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(付託委員会／ 総：総務経済常任委員会 都：都市教育民生常任委員会 予：予算決算常任委員会)

12月定例会議案 議決結果一覧表

★全会一致で可決および承認した議案等

※議案名は省略しています

同意第3号 教育委員会の委員の任命につき同意を求め…教育委員会の委員を任命するもの

議案第61号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正…行政財産の無償貸付および減額貸付に関する規定を設けることにより、有効活用を図ろうとするもの

議案第62号 大安びあハウスの指定管理者の指定…社会福祉法人モモを引き続き指定管理者として指定しようとするもの

議案第63号 篠立きのご園の指定管理者の指定…有限会社フジタを引き続き指定管理者として指定しようとするもの

議案第68号 令和6年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 令和6年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第70号 令和6年度水道事業会計補正予算(第1号)

議案第71号 令和6年度下水道事業会計補正予算(第1号)

議案に対してご意見をいただきました



詳しくはホームページをご覧ください

市民生活に影響があると思われる議案について、市民の皆さまに議案に対するご意見を募集しました

議案第67号 令和6年度いなべ市一般会計補正予算(第6号) 森林環境基金事業(森林環境譲与税事業)

いなべの地域は、植林されて成長した山林よりも管理の行き届かないいわゆる「放置林」をたくさん見かけます。この「放置林」にゴミが捨てられたり害獣の住みか(すみか)になっています。また、所有者自身が所有地の確認もできていないことから管理が行き届かない現状です。

森林環境基金は、植林された山林の管理に充てられると聞いています。

日本では、あちこちに空き家があり、この空き家が近隣に迷惑をかけていることが多くあります。

この基金が住みやすい環境作りのため「放置林」の管理にも繋がることを希望します。

議員発議により意見書を提出

発議第13号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出

意見書内容：北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国及び真相の究明に向け、国際情勢に鑑みて、時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組むこと。(要旨)

発議第14号 加齢性を含む難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出

意見書内容：近年、難聴により、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少なくなることで、脳の萎縮や神経細胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。難聴への対策として補聴器の使用が挙げられますが、難聴の状態は一人ひとり異なるため、補聴器を適切に、かつ、効果的に使用するためには補聴器相談医への受診、補聴器の購入後も専門知識を持つ認定補聴器技能者との調整が必要となります。しかし、補聴器は高額で、保険が適用されないため、購入者の重い負担となっています。国におかれては、加齢性を含む難聴者に対する補聴器購入を支援する制度を創設されるよう強く要望します。(要旨)

発議第15号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出

意見書内容：中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。その中、中小業者を支えている家族事業者の働き分は、税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、経費として認められていません。自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。また、後継者育成にも大きな妨げとなっています。よって、国連からの勧告、政府の見解などから、家族従業者の人権保障の基礎である労働者の社会的評価、働き分を正当に認めるため、所得税法第56条を廃止することを求めます。(要旨)

第2回 臨時会のようす (令和6年10月16日)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (令和6年度いなべ市一般会計補正予算(第5号)) **全会一致で承認**

衆議院議員選挙事務に必要な経費を増額するため専決処分したので、承認を経ようとするもの

議案第59号 工事請負契約を変更する契約の締結について (宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事) **賛成多数で可決**

建設資材不足による工法の見直し、設備の変更、外構工事の追加等のため契約を変更しようとするもの

★賛成と反対が分かれた議案と審議結果

○は賛成 ●は反対 小川幹則議長は採決に加わらない。(可否同数の場合は議長裁決)

会派	いなべ未来					新風いなべ				創風会		新生つばさ		いなべ市議団		無会派				
	付託委員会	審議結果	寺輪博樹	小川幹則	岡英昭	位田まさ子	林正男	多湖公	篠原史紀	出口日佐男	片山秀樹	小寺徹翁	伊藤智子	清水隆弘	伊藤三保	原田敬司	渡辺一弘	岡恒和	衣笠民子	西井真理子
議案第59号 工事請負契約を変更する契約の締結について (宇賀溪キャンプ場レストラン棟設計等及び新築工事)	総	可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○

(付託委員会 / 総: 総務経済常任委員会 都: 都市教育民生常任委員会 予: 予算決算常任委員会)

第3回 臨時会のようす (令和6年11月13日)

議案第60号 工事請負契約の締結について (野遊びSDGs拠点(仮称)拠点棟整備工事) **賛成多数で可決**

いなべ市農業公園梅林公園内で進める野遊びSDGs推進事業の拠点棟として、宿泊者の受付、観光案内、地域物販およびレストランの機能を有する施設を建設しようとするもの

★賛成と反対が分かれた議案と審議結果

○は賛成 ●は反対 小川幹則議長は採決に加わらない。(可否同数の場合は議長裁決)

会派	いなべ未来					新風いなべ				創風会		新生つばさ		いなべ市議団		無会派				
	付託委員会	審議結果	寺輪博樹	小川幹則	岡英昭	位田まさ子	林正男	多湖公	篠原史紀	出口日佐男	片山秀樹	小寺徹翁	伊藤智子	清水隆弘	伊藤三保	原田敬司	渡辺一弘	岡恒和	衣笠民子	西井真理子
議案第60号 工事請負契約の締結について (野遊びSDGs拠点(仮称)拠点棟整備工事)		可決	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●

市民の声を届ける

12議員が登壇!!

質問通告項目は以下のとおりです。

一般質問は市政全般に対して質問を行います。一般質問の内容についての記事は各議員の責任において掲載しています。なお、要約して掲載しています。

岡 英昭 P7

- 1 保育士の確保と保育士の処遇改善に向けて
- 2 来年度への教育の諸課題解決と改善に向けて

出口日佐男 P8

- 1 地震災害に備えて

多湖 公 P8

- 1 空き家対策について
- 2 不登校児童について

片山 秀樹 P9

- 1 社会保障制度について
- 2 災害に強い地域づくりについて
- 3 野遊びSDGs事業の状況について

原田 敬司 P9

- 1 粗大ごみ処理場の柔軟な活用について
- 2 子どもたちが悠々自適に遊べる公園の整備
- 3 野遊びSDGs事業について

伊藤 三保 P10

- 1 子どもを産み育てやすいいなべ市に
- 2 にぎわいと活気のあるまちづくりへ

渡辺 一弘 P10

- 1 ゴミの更なる減量の取り組みと指定ゴミ袋のリニューアルを
- 2 安全で安心なまちづくりの推進

小寺 徹翁 P11

- 1 加齢性難聴者に補聴器の助成を

清水 隆弘 P11

- 1 DX(デジタルトランスフォーメーション) 推進の取り組みについて
～EBPM(エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング) 証拠に基づく政策立案・予算計上を～
- 2 選挙権を行使しにくい市民への支援は
～誰もが投票しやすい仕組みを～
- 3 ヘルプマークの啓発と推進は

岡 恒和 P12

- 1 市が保有する基金について問う
- 2 特別支援学校への支援、保護者負担軽減について

衣笠 民子 P12

- 1 国際交流事業
オーストラリア・タスマニア中学生ホームステイ研修
- 2 体育館のエアコン設置
- 3 市民のつどえる場を

西井真理子 P13

- 1 子どもが夢や目標を持つ教育を



会計年度任用職員保育士採用状況

答／来年度採用は12人

Q フルタイム会計年度任用職員の保育士の初任給は。また、経験年数などは加味されるのか。

A いなべ市会計年度任用職員の給とおよび、費用弁償に関する規則に定めている。パートタイムからフルタイムに任用が変わる場合は、勤務期間を在職した年数に換算して給料月額を決定する。

Q 市保育士の正規職員、フルタイムおよびパートタイム会計年度任用職員保育士、それぞれの時給は。

A 初任給を時給換算すると、正規短大卒1,217円、フルタイム1,112円、パートタイム1,290円。

Q 未満児クラスの担任は厳しい状況であるが休憩時間を十分取れているか。

A 今年度から休憩時間を45分とし、約30分は子どもと離れて休憩が取れるように取り組んでいる。

Q 保育士配置の国基準といなべ市の現状は。

A 1歳児に対する保育士配置基準を4.5人に保育士1人と、国基準よりも手厚い配置基準となっている。

Q 待機児ゼロというのが保護者の希望する保育園への入園は実現しているか。

A 希望通り入園できていない。入園基準による点数化で審査し、入所可能な児童を受け入れている。



認定こども園となる石樽保育園

来年度に向けた教育課題

Q 教員の再任用状況は。

A 10人が短時間、フルタイムの勤務体制で再任用。

Q 「令和の日本型学校教育」の環境整備としての学級編成基準35人学級の該当校は。

A 石樽小学校の令和7年度新6年生が該当し、2学級となる。

Q 令和6年4月に私立特別支援学校が開校したが教育関係機関との交流は。

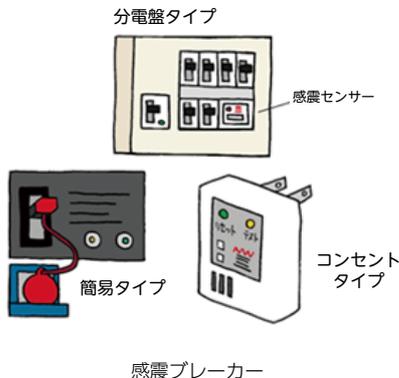
A 聖母の家学園見学会に教員が参加、藤原小学校と学校間交流、あすなる運動会などに参加。



感震ブレーカー補助制度の新設は

答／国や県の補助があれば検討する

- Q 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震時に発生した火災の6割以上が、電気が原因だったとされ、停電復旧時や、地震で破損した機器による火災も多く発生した。このような電気による出火を防ぐためには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的だが、とっさにそのような行動がとれるとは限らない。地震による火災を防ぐことは、自分や家族のためだけではなく、地域を守ることにもつながる。対応策として、揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーが効果的だ。購入および設置される方に補助制度を新設してはどうか。
- A 能登半島地震を受けて、全国的にも感震ブレーカーの設置意識は高まっている。いなべ市では地震の講話や防災ガイドブックなどで触れ、自助の取り組みとして啓発している。市独自の補助制度は難しいが、国や県の施策で補助事業が実施されれば検討する。



- Q 令和6年11月9日に政府が災害時に設置する避難所の環境改善に向け、自走式トイレカーや防災備蓄品の導入費用を補助すると発表があった。

令和6年9月定例会での答弁以降、進展はあるか。

- A トイレカーの資料を取り寄せて整備のメリット・デメリットを集約中。また車両の管理や平時の活用方法も検討する必要があり、観光事業や催しを行う各課と協議し、被災者にとってより良い避難所環境整備ができるよう検討していきたい。



空き家対策の現状は

答／空き家の実態調査を実施する

- Q 空家等対策計画が令和7年度で現計画が終了する。次期計画策定に向けたスケジュールは。
- A 次期改定の2か年で、令和6年度は空き家の実態調査を実施し、空き家を把握、所有者・納税管理者に対してアンケート方式で意向調査をする。その結果を踏まえて、令和7年度には、本市の現状報告と空き家対策に関する基本的な方針を示す内容を盛り込む計画を策定する。
- Q 現計画に管理不全の空き家等の抑制に取り組むとあるが、具体的にどのような取り組みを行っているか。
- A これまで空き家等の発生抑制のために、空き家バンク登録事業にも取り組んできた。具体的にはホームページ、広報誌への掲載、空き家対策パンフレットの配布、中日新聞の広告掲載、電車内の車内張り、各駅貼り広告等により幅広い層を対象に空き家等の発生抑制に対する周知啓発を実施してきた。また相続登記や建物に関する全般的な相談や適正管理に向けて協力団体と連携を図ってきた。



北勢町東貝野に移住して空き家を賃貸契約して活用している物件

不登校児童への支援は

- Q いなべ市の小中学校の不登校児童の現状とその対応は。
- A 令和5年度は小学校28人、中学校45人であった。対応について、不登校の現状を改善するため、教育委員会の指導主事、スクールソーシャルワーカー、ふれあいサポーターが学校と関係機関との連携を図りながら不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援や、欠席が長期化している児童生徒の社会的自立に向けてさまざまな対応を行っている。



生活保護給付金で生きていけるか

答／国の決定額だが厳しい

Q 独身男性75歳未満の場合いなべ市は約67,000円で医療費は無料だが、光熱費や食費、電話代は支払わなければならない。生活できると考えているか。

A 国の決定額だが厳しい生活だと認識している。いなべ市は最も低い額で東員町や菰野町に比べても低い。

Q 真夏、真冬にエアコンなど高騰する電気代を別途支給できないか。

A 国は独身者の場合、約2,630円が冬季加算されるが夏季は支給されない。市で別途支給すると基本額から支給額全てが引かれてしまう。

Q 年金額が50,000円の場合は支給額はどうか。

A 支給基本額約67,000円から年金額50,000円を引いた17,000円の支給額となる。

Q アルバイトで50,000円稼いだ場合は。

A 支給基本額約67,000円でアルバイト代50,000円の場合は、計算式によってその金額を差し引くこととなる。

Q 身体障害者用自動車改造助成金が令和5年度末で廃止となった。令和6年度に対象者の申し込みがあったが支給されなかった。制度の復活はできないか。

A アンケート調査などを実施し事業を見直し改めて検討する。

災害に強い地域作りについて

Q 土砂災害警戒区域でもやむを得ず避難所になっている自治体が全国にはある。県事業により令和7年度から畑毛地区に砂防堰堤えんていを建設する。完成とともに十社小学校を避難所に指定できないか。

A 現状では避難所として指定することはできない。



いなべ市の小学校で唯一指定避難所に指定されていないが地元では要望の強い十社小学校



桐林館に遊具を設置しては

答／宝くじ事業を自治会長に提案した

Q 阿下喜を回遊の拠点とするのであれば、桐林館にジャングルジム、滑り台など遊具を設置して憩いの場にしては。

A 遊具を設置すると、駐車場としての利用スペースが減ること、また遊具利用者と車との安全管理の問題や遊具の維持管理の問題等もあるので、現時点では現行の駐車場や広場としての利用を想定しており、遊具等の設置は考えていない。

粗大ごみ処理場の柔軟な利用について

Q 粗大ごみ処理場の利用は、旧町単位で捨てられる場所が決まっている。住民が住む場所によっては、町単位で指定された処理場とは別の処理場の方が近いこともある。いなべ市の住民であれば、どこのごみ処理場に持ち込んでも良いと考えるが見解は。

A 菰野町との広域ごみ処理施設整備や、^{*}プラスチック新法による収集方法の変更等が控えている。どこかのタイミングで、処理体制も含め、粗大ごみ場、リサイクルセンターを市民ならどこでも使えるという体制作りを検討していく予定。

野遊びSDGs事業について

Q 野遊びSDGs事業（農業公園キャンプ場）の総事業費と市の負担分は。

A 野遊びSDGs推進事業の総事業費は20億7,814万8,000円で、市の負担分は7億7,249万8,000円となる。

Q その費用が宇賀溪キャンプ場のように、今後増額される可能性はあるのか。

A 現在のところ総事業費内で収める。

※プラスチック新法…令和4年4月1日施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」…プラスチック製品の設計、製造、使用、再利用のプロセスで、資源が無駄にならず循環を目指す法律



子どもを産み育てやすい市に

答／子ども医療費の窓口無償化を拡大

- Q 現在本市では、子どもの医療費について、所得制限は撤廃され、窓口無償化は未就学児までである。すでに国からのペナルティーが廃止されており18歳まで窓口無償化を拡大する考えは。
- A 令和7年9月をめどに、子育て支援の充実が図られるよう医療機関窓口無償化の対象年齢を18歳年度末まで拡大する検討をしている。医師会との調整は予算成立後の令和7年4月以降に行う予定。
- Q 第2子の保育料は、第1子が小学校に入学すると全額になる。第2子以降の保育料を半額のままにする考えは。
- A 本市の保育料は、近隣他市町と比べて低い水準の設定となっているため、第2子の保育料を半額のままにする考えはない。



にぎわいと活気のあるまちづくりへ

- Q 今後、阿下喜地区をどのような街にしようとしているか。
- A 阿下喜地区は北勢線阿下喜駅から訪れる方の窓口であるため、ビジターセンターを核に観光案内や地域交流の場、そしていなべ市回遊の起点と考えている。
- Q 阿下喜ビジターセンターの整備はどのくらい進んでいるか。
- A 設計業務が終わり、一般競争入札により施工業者を選定。令和6年度末完成を目指し、令和7年度初旬のオープン予定。
- Q ビジターセンター完成後、阿下喜駅からにぎわいの森までの回遊をどのように取り組むのか。
- A 観光客の移動手段としてレンタサイクル「いなチャリ」を配備。また、実証実験中だがカーシェアを使い、市全体の回遊も考えている。



防犯カメラ設置を改めて問う

答／補助金制度の創設を考える

- Q 地域ぐるみの防犯が大事なことも理解できるが、犯罪が凶悪化している現在、今の防犯対策で市民の生命や財産を守れると考えるか。
- A 防犯灯設置事業を中心に、地域ぐるみの防犯活動を支援する防犯パトロール物品貸与事業等により犯罪防止を図っていく。
- Q 防犯カメラ設置や二重窓やガラスフィルム、施錠の強化などにも市独自の補助金を出し、防犯の意識強化の事業を考えては。
- A 防犯カメラの設置に、市町が支出する2分の1を県が補助するという報道を踏まえ、自治会が設置する防犯カメラの補助金制度創設を考えていく。

取っ手付きで結びやすい指定ごみ袋を

- Q 他市町のように指定ごみ袋をもっと利用しやすい、しっかりと結べる取っ手付きのごみ袋も選べるようにリニューアルしては。
- A 原価が1枚当たり約2円上昇し、容量が減るので考えていない。
- Q 行政がデメリットを考えるのも理解できるが、市民のニーズに応えるのも行政の使命でないか。
- A 現状の袋で市民に愛用され認知されていると認識しているので、取っ手付きごみ袋の採用は考えていない。
- Q 家庭用生ごみ処理機の購入補助金は、県内29の市町で14の市町が30,000円、50,000円の補助は2町ある。本市では5,000円と極端に少ないため、補助額を拡充しては。
- A 平成16年から平成19年まで30,000円を補助していた経緯がある。検討した結果5,000円に据え置くことにした。





加齢性難聴者に補聴器の助成を

答／現状、いなべ市では体制が不十分

- Q 窓口対応で実際に簡易の集音器イヤホンを使用された難聴者の市民の声として、雑音が入ってとても聞こえにくく使用しづらいので、早く良いものに変えてほしいとの意見もあるが、市の所感は。
- A 難聴者の窓口対応に関して、透明の画面に音声は文字で表示される文字変換ディスプレイの設置を考えている。
- Q 以前の議会答弁において「国や県、他市町の状況を調査し検討する」との答弁であったが、今年初めに衆議院分科会で当時の厚生労働大臣は難聴が認知症の危険因子とされている観点も踏まえて、高齢者への働きかけや周知・啓発をしていく考えを示し、今年9月には内閣府より高齢社会対策大綱が発表され、高齢による難聴者への対応について言及している。これらを踏まえて市は加齢性難聴対策をどのように認識しているか。
- A 近隣市町においては、令和7年度より四日市市が加齢性難聴者への補聴器助成の実施を検討している。しかし本市の耳鼻咽喉科医が少なく課題が多い。現在、情報収集を行い、市の方向性を検討している。
- Q 物価高騰を踏まえ、生活困窮者対策が進んでいるが、市民税非課税世帯者に対する補聴器購入に際しての追加支援を行っている自治体は全国にどれだけあるか把握しているか。
- A 2023年6月時点で、補聴器助成を行っているのは191自治体。そのうち35自治体が課税世帯も助成対象にしているが、非課税世帯には追加して助成を実施。



音声変換ディスプレイ（イメージ）（財務省ホームページより）



※1 投票支援カード等の活用を

答／次の選挙で全投票所に配置する

- Q 郵便による不在者投票の申し込みの実績が1件と少ないので周知の徹底を。
- A 周知を図る。
- ※2 DX推進と※3 E B P Mに基づく政策立案・予算計上を
- Q ※4 R P Aの※5 K P I設定を。
- A 数値目標について検討する。
- Q 定型的なコンピューターでできる仕事をさらにDX化することにより市役所職員が人間でしかできない仕事に取り組める。そしてもっといなべ市民に向き合っている仕事ができるように、環境整備を進めることが、働き方改革が叫ばれている今こそ必要。今後のDX推進は。
- A 国で進んでいる標準化への対応と生成※6 A I技術の活用。

※7 ヘルプマークのさらなる周知を

- Q 市民の認知度は十分と考えているか。
- A 十分ではない。
- Q 母子手帳の交付の際にヘルプマークの案内は。
- A 検討する。



市役所人権福祉課で配布されているヘルプマーク

- ※1 投票所で必要な支援を口頭で伝えることが難しい人や苦手な人が利用する用紙。他に投票所で想定されるお手伝い（支援）をあらかじめ「イラスト」や「文字」で表示したコミュニケーションボードもある。
- ※2 デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用することで社会や生活の形、スタイルが変わること。
- ※3 エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。
- ※4 ロボスティック・プロセス・オートメーション。人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
- ※5 キー・パフォーマンス・インディケーター。重要目標達成事項。
- ※6 ささまざまなコンテンツを生成できる人工知能。
- ※7 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。



地域振興基金が未活用の理由は

答／理由は把握していない

Q 残高26億6,000万円の基金は合併特例債の対象で、①新市町村の一体感の醸成に資するもの②旧市町村単位の地域の振興のため設けられたもの。償還も終わり20年以上が経過しているが、なぜ活用されなかったのか。

A 理由は把握していない。

Q 総務省資料では、地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成などが例示されている。類似する事業の要望はあったと思うが、活用を検討したか。

A していない。今後の検討課題には上がる。

Q 自治会活動として市道や地域の草刈りなどがある。こうした活動に対する助成事業は該当するか。

A 担当部署と協議することになる。

Q 今後市民要望を含め、自治会や商工会、農家組合など各種団体の要望を聞き取り、活用事業を検討する考えはあるか。

A 市の施策全般について、基金の目的に沿うものがあれば使途を考える。

特別支援学校への支援、保護者負担軽減について問う

Q 給食費は小中学校に在籍すれば市が負担し、小中学部に在籍の場合は保護者負担となるのは不合理と思うがどうか。

A いなべ市が支給すれば、自治体間に格差ができるので国で考えてほしい。

Q 市と学園が互いに協力連携するため、定期的な協議の場が必要ではないか。

A これから話し合うことになるが、具体的には年2回開催している「いなべ市特別支援保育教育コーディネーター合同会」に参画・出席を依頼予定。

○いなべ市地域振興基金条例 平成16年4月施行
第1条 いなべ市の地域振興及び市民の一体感の醸成を図るため、いなべ市地域振興基金(以下「基金」という。)を設置する。
第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、地域振興及び市民の一体感の醸成を図るための事業に要する経費の財源に充てる場合のほか、この基金に編入するものとする。
第6条 基金は、第4条に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。



どの子にもチャンスを

答／応分の負担は必要

Q 国際交流協会の自主事業の1つとして「国際交流事業 オーストラリア・タスマニア中学生ホームステイ研修」が行われ、いなべ市は補助金を支出。補助金の中で渡航費の一部分を助成。平成30年度実績で渡航費の補助額1人あたり9万円、本人負担16万円が示された。この金額で推移か。



国際交流協会だより

A それ以前も9万円程度で推移。

Q 渡航費等が高騰したとのこと。今年度の一人あたり市の補助額、本人負担額は。

A 市の補助額は15万8,710円、本人負担額は20万円。

Q 本人負担額は、参加したい中学生が家庭の経済的負担を気にして断念してしまう額では。

A 応分の負担は必要。

Q 渡航費の本人負担が大きいため、負担できない家庭の子は最初から参加できない。貴重な経験であり、どの子にも門戸が開かれるべき。市の事業として全額公費で中学生を派遣しては。

A 応分の負担は必要。

体育館のエアコン設置

Q 設置のスケジュールは。

A 12月定例会の補正予算に債務負担行為として設計予算。令和7年度予算に工事費を計上できるよう準備を進める。

Q 災害時避難所使用以外の授業や部活動でも使用するか。使用基準は。

A する。教育委員会で使用ガイドラインを作成していく。

市民の集える場を

Q 図書館、児童館、青年の居場所、市民活動センター等の複合施設として大安公民館を整備して欲しいと思うが。

A 大いに参考にしたい。



いなべの教育のさらなる前進を

答／しっかりとした土台で取り組む

- Q キャリア教育に取り組む目的は。
- A 社会環境の変化により、子どもたちは、職業の選択、決定を先送りする傾向がある。自分の役割を理解するための基礎的能力を養い、変化し続ける社会の中で、生き抜く力を育成すること。
- Q キャリア教育の充実のため、家庭・地域・企業との連携が必要とのことだが、企業との連携はどのくらいあるか。
- A それぞれの学校が年間計画を通じて地域、企業の協力を得ながら教育を進めている。
- Q キャリア教育を行う上で教職員の具体的な仕事はどうしても増えてしまうと思うが、教職員の困っているという声はないか。
- A 企業の実情を知ることは、教職員の大切な研修になっていると考える。負担感として捉えているとは聞いていない。
- Q 「将来の夢や目標を持っている」と答えた中学3年生は82%の目標値に対し、68.7%であった。市の見解は。
- A 全国、県の平均と比較して低い値ではない。一人でも多くの子どもが将来の夢や目標をもてるよう期待や願いを込めて高い目標値にしている。今後も目標値を上回るようなことができるようキャリア教育の推進に力を入れていきたい。
- Q いなべ市の教育のさらなる前進のため、市が力を入れてきた小中一貫教育、最近始まったキャリア教育を土台に、いなべ市独自の具体的な、体系的なプログラムをつくっていきけるのではないか。
- A 存在レベルでの自己肯定感を、保育・教育の部分でしっかりとした土台をもってつないでいきたい。

委員会活動報告

都市教育民生常任委員会

令和6年10月28日、29日に都市教育民生常任委員会で栃木県小山市、茨城県ひたちなか市へ視察に行ってきました。

栃木県小山市

～空き家対策について～

①空き家化の予防 ②空き家の流通・活用促進
③管理不全な空き家の防止・解消 ④空き家等の跡地活用の4つを基本方針として基本施策を詳しく聞いてきました。

～地域公共交通について～

コミュニティバス「おーバス」の運行事業について、利用促進につながる取り組み、小山市地域公共交通計画などを聞きました。



茨城県ひたちなか市

～空き家対策について～

空家等対策の推進に関する条例を施行し、空家等対策推進協議会を設置、空家等対策計画を策定していました。発生抑止の取り組み、有効活用の促進の取り組み、管理不全状態の解消などを学びました。





議会棟に掲示しました！



議会報告会を令和6年10月20日(日)、23日(水)、24日(木)、27日(日)の4日間、4会場で開催し、延べ44人が参加されました。

令和6年9月定例会の報告を行い「あなたが描くいなべ市の未来～あなたは何を望みますか～」と題して意見交換。

「この先10年、あなたの周りで、どんな変化が起きると思いますか？」と「あなたが描くいなべ市の未来～あなたは何を望みますか～」についてカードに思いを記入しました。

議会報告会終了後、市民の皆さんと共有するため、議会棟の玄関付近のガラスに意見をまとめて貼りました。

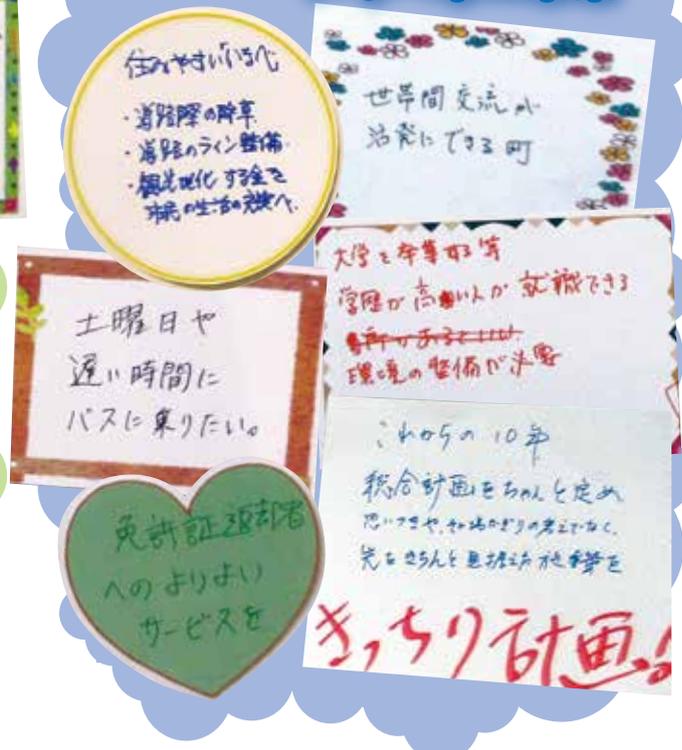


たくさんの貴重な思い

この先、どんな変化が？



あなたが描くいなべ市の未来



皆さんからいただいたご意見は、今後の議会活動に役立てていきます

アンケート結果より

- ふだん、考えたり、思ったりしていることが伝えられて良かった。議会がぐっと身近に感じた。
- 子どもの手が離れたので参加してみたが、忙しい現役世代こそ参加してほしいと思った。これからも関心を持ち続けたい。
- このような報告会は何度もしてほしい。

募集

「いなべ市議会モニター」

を募集します

市議会モニターとは…市民に市議会の運営、活動について、モニタリングしてもらう

定員…募集は10人程度

資格…①満18歳以上の市民②市議会のしくみおよび運営に関心があること③市政および地域社会の発展に関心があること④国、地方公共団体および一部事務組合の議会の議員でないこと⑤公務員でないこと

任務…会議を傍聴（録画配信の視聴を含む）し、会議の運営に関する意見をもらう

募集方法…応募用紙に必要事項を記入し、令和7年3月10日（月）までに、郵送、FAX、電子申請で議会事務局へ応募

任期…毎年4月1日から3月31日までの1年間

報酬等…無報酬

※終了時に記念品を贈呈

募集開始…令和7年2月3日（月）

ぜひお申込みください

市民と議会の意見交換会

「いなべ市議会みんなの声カフェ」

対象者…3名以上の市民で構成され、3名以上で参加できる団体またはグループ

開催日時および場所…申込者と調整のうえ決定し、開催時間は原則90分以内

申込方法…申込書に必要事項を記入し、開催希望日の3週間前までに、郵送、FAX、電子申請で議会事務局へ申し込む

出席議員はテーマの所管または関係する常任委員会、議会運営委員会に属する議員

意見の反映は常任委員会、議会運営委員会で整理して、全議員で共有し、議会だより、ホームページ等で公表します



応募用紙・申込書はホームページよりダウンロード、または議会事務局でお渡しします。

請願・陳情の提出方法

市民の皆さんは
請願・陳情を提出することができます。

《請願》国民の請願権は、憲法で保障された行為です。

請願とは、市民の皆さんが、国や県、市に対して、こうしてもらいたいという事案について、適切な措置を求め、実情を訴えることです。市議会議員の紹介を付けて提出します。

市議会では、請願を議案と同様に内容を審査し、それが認められると、その実現を執行機関に働きかけます。

《陳情》陳情も請願と同様に、こうしてもらいたいという事案について、適切な措置を求めることです。請願と違い、紹介議員は付けずに提出できます。陳情が提出された場合は、その写しを議員全員に配布します。

〇〇〇を求める請願書
(〇〇〇に関する請願)

いなべ市議会議員 姓

年月日

紹介議員
氏名 (署名又は押印)

請願者の住所
氏名 (署名又は押印)

(団体の場合は、団体の名称、代表者氏名)
(署名又は押印)

1. 請願の趣旨

2. 請願の理由

請願書

〇〇〇を求める陳情書
(〇〇〇に関する陳情)

いなべ市議会議員 姓

年月日

陳情者の住所
氏名 (署名又は押印)

(団体の場合は、団体の名称、代表者氏名)
(署名又は押印)

1. 陳情の趣旨

2. 陳情の理由

陳情書

※提出方法については、議会事務局へお問い合わせください。

